

新旧対照表

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定

新	旧
振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定
昭和五十二年十一月二十九日	昭和五十二年十一月二十九日
告示第七百七十八号	告示第七百七十八号
改正 昭和五五年 六月 六日告示第 五三二号	改正 昭和五五年 六月 六日告示第 五三二号
昭和六〇年 二月 一日告示第 八八号	昭和五九年 三月 二日告示第 一七四号
昭和六三年 四月三〇日告示第 三七三号	昭和六〇年 二月 一日告示第 八八号
平成 四年 三月二日告示第 二二三号	昭和六一年 一〇月二日告示第 九三七号
平成 八年 七月三〇日告示第 七一五号	昭和六三年 四月三〇日告示第 三七三号
平成 一一年 三月一九日告示第 二三二号	平成 三年 一月二九日告示第 一〇三三号
平成 一五年 二月二日告示第 一〇六号	平成 四年 三月二日告示第 二二三号
平成 一五年 六月 六日告示第 五四一号	平成 六年 一月 七日告示第 七号
平成 一八年 三月二七日告示第 二二二号	平成 八年 七月三〇日告示第 七一五号
平成 二〇年 三月二八日告示第 三三三三号	平成 九一年 八月二日告示第 六〇六号
平成 二三年 三月二三日告示第 一八七号	平成 一一年 三月一九日告示第 二三二号
平成 二四年 三月 二日告示第 一二二号	平成 一二年 四月八日告示第 三八九号
平成 二四年 二月二八日告示第 七三八号	平成 一五年 二月二日告示第 一〇六号
平成 二八年 七月 一日告示第	平成 一五年 六月 六日告示第 五四一号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 一八年 三月二七日告示第 二二二号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 一九年 三月二〇日告示第 二七二号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二〇年 三月二八日告示第 三三三三号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二二年 三月二三日告示第 二六一号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二三年 三月一八日告示第 一八五号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二四年 三月 二日告示第 一二二号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二四年 二月二八日告示第 七三八号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二七年 七月二日告示第 五三四号
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二八年 七月 一日告示第
平成 二九年 三月一四日告示第	平成 二九年 三月一四日告示第

四〇〇号
令和三年二月五日告示第
六三号

二三三三号
令和五年七月七日告示第
号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和五十三年一月一日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。

時間区分及び区域区分

時間区分	昼間（午前八時から午後七時まで）	夜間（午後七時から翌日の午前八時まで）
第一種区域	六十デシベル	五十五デシベル
第二種区域	六十五デシベル	六十デシベル

備考

一 第一種区域及び第二種区域に所在する学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

一 第一種区域及び第二種区域の区分は、次の表のとおりとする。

印旛郡酒々井町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の
---------	-------	---

四〇〇号
令和三年二月五日告示第
六三号

二三三三号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和五十三年一月一日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。

時間区分及び区域区分

時間区分	昼間（午前八時から午後七時まで）	夜間（午後七時から翌日の午前八時まで）
第一種区域	六十デシベル	五十五デシベル
第二種区域	六十五デシベル	六十デシベル

備考

一 第一種区域及び第二種区域に所在する学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

一 第一種区域及び第二種区域の区分は、次の表のとおりとする。

印旛郡酒々井町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の
---------	-------	---

印旛郡栄町	第一種区域	南酒々井ネオポリス団地の全部の地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
香取郡多古町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
香取郡東庄町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域
山武郡九里町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡芝山町	第一種区域	第一種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡横芝光町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、準工業地域及び工業地域
長生郡一宮町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域
長生郡長生村	第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	工業地域
長生郡白子町	第一種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	商業地域
夷隅郡御宿町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	商業地域

備考 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用

印旛郡栄町	第一種区域	南酒々井ネオポリス団地の全部の地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
香取郡多古町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
香取郡東庄町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域
山武郡九里町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡芝山町	第一種区域	第一種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡横芝光町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域 、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、準工業地域及び工業地域
長生郡一宮町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域
長生郡長生村	第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	工業地域
長生郡白子町	第一種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	商業地域
夷隅郡御宿町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	商業地域

備考 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用

地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

前文（抄）（昭和五十五年六月六日告示第五百三十二号）
昭和五十五年六月十日から適用する。

前文（抄）（昭和五十九年三月二日告示第百七十四号）
昭和五十九年四月一日から適用する。

前文（抄）（昭和六十年二月一日告示第八十八号）
昭和六十年四月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十一年十月二十一日告示第九百三十七号）
昭和六十一年十一月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十三年四月三十日告示第三百七十三号）
昭和六十三年五月一日から施行する。

前文（抄）（平成三年十一月二十九日告示第千三十三号）
平成四年一月一日から施行する。

前文（抄）（平成四年三月二十一日告示第二百二十二号）
平成四年四月一日から施行する。

前文（抄）（平成八年七月三十日告示第七百十五号）
平成八年九月一日から施行する。

前文（抄）（平成九年八月十二日告示第六百六号）
平成九年九月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文（抄）（平成十一年三月十九日告示第二百三十一号）
平成十一年四月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二

地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、令和三年二月五日現在において、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

前文（抄）（昭和五十五年六月六日告示第五百三十二号）
昭和五十五年六月十日から適用する。

前文（抄）（昭和五十九年三月二日告示第百七十四号）
昭和五十九年四月一日から適用する。

前文（抄）（昭和六十年二月一日告示第八十八号）
昭和六十年四月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十一年十月二十一日告示第九百三十七号）
昭和六十一年十一月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十三年四月三十日告示第三百七十三号）
昭和六十三年五月一日から施行する。

前文（抄）（平成三年十一月二十九日告示第千三十三号）
平成四年一月一日から施行する。

前文（抄）（平成四年三月二十一日告示第二百二十二号）
平成四年四月一日から施行する。

前文（抄）（平成八年七月三十日告示第七百十五号）
平成八年九月一日から施行する。

前文（抄）（平成九年八月十二日告示第六百六号）
平成九年九月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文（抄）（平成十一年三月十九日告示第二百三十一号）
平成十一年四月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二

う。)に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文(抄) (平成二十四年三月二十三日告示第百七十九号)

平成二十四年四月一日から施行する。

前文(抄) (平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十八号)

平成二十五年一月一日から施行する。

前文(抄) (平成二十七年七月三十一日告示第五百三十四号)

公示の日から施行する。

前文(抄) (令和三年二月五日告示第六十三号)

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号(以下「新告示」という。)に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未満となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文(抄) (令和五年七月七日告示第 号)

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号(以下「新告示」という。)に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未満となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

う。)に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文(抄) (平成二十四年三月二十三日告示第百七十九号)

平成二十四年四月一日から施行する。

前文(抄) (平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十八号)

平成二十五年一月一日から施行する。

前文(抄) (平成二十七年七月三十一日告示第五百三十四号)

公示の日から施行する。

前文(抄) (令和三年二月五日告示第六十三号)

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号(以下「新告示」という。)に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未満となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。